



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

2023/5/24

児童虐待の防止について ～子育て家族にやさしい地域へ～

長野県佐久児童相談所

湊上 瑞江



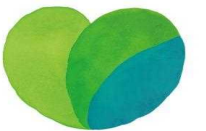
しあわせ信州

今日のお話

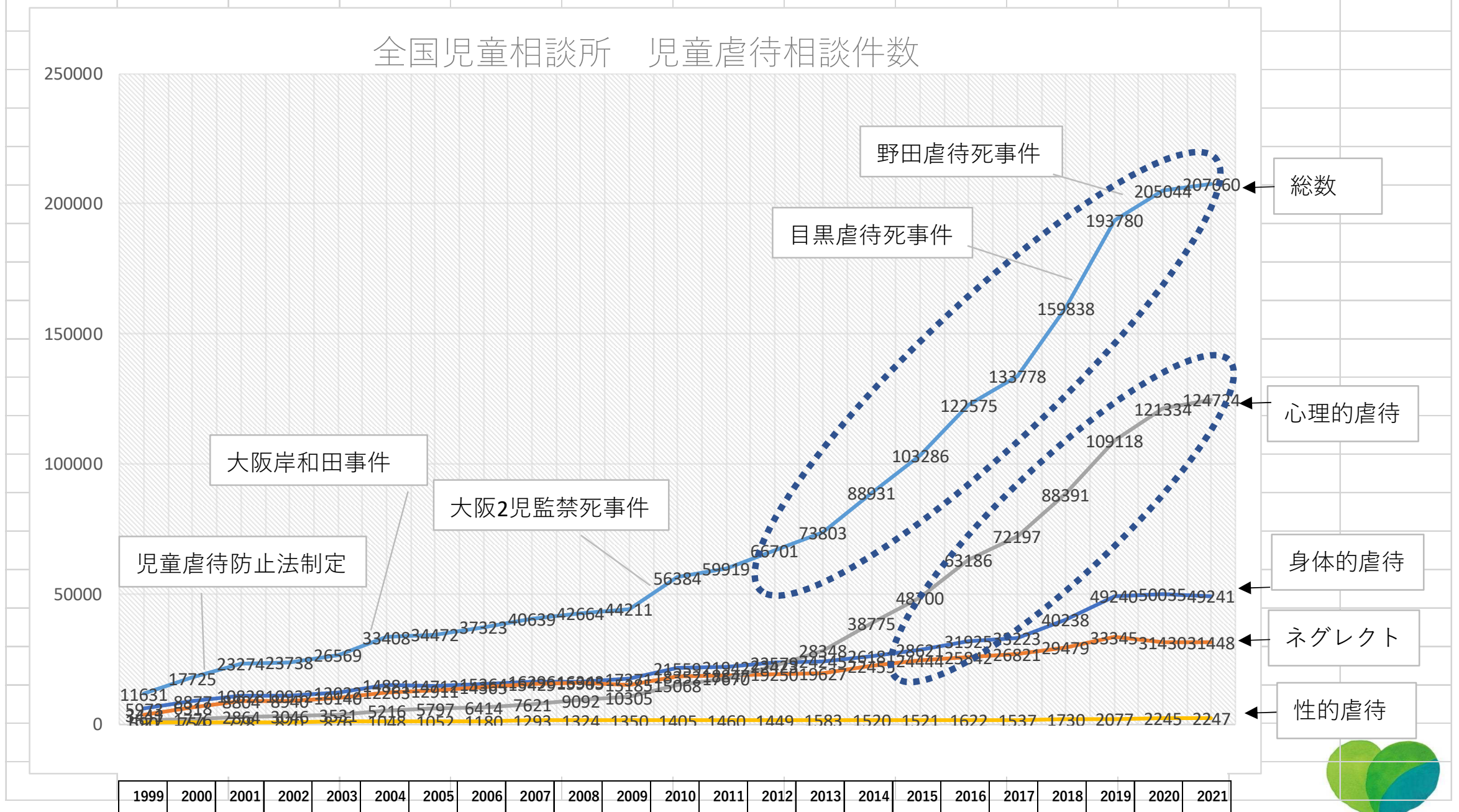
- 1 こどもに必要な支援を行う機関について
- 2 児童相談所について
- 3 子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第18次)
- 4 子育て家族にやさしい地域へ
- 5 まとめ



1 こどもに必要な支援を行う機関について

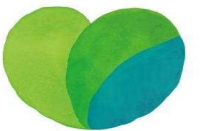


全国児童相談所 児童虐待相談件数

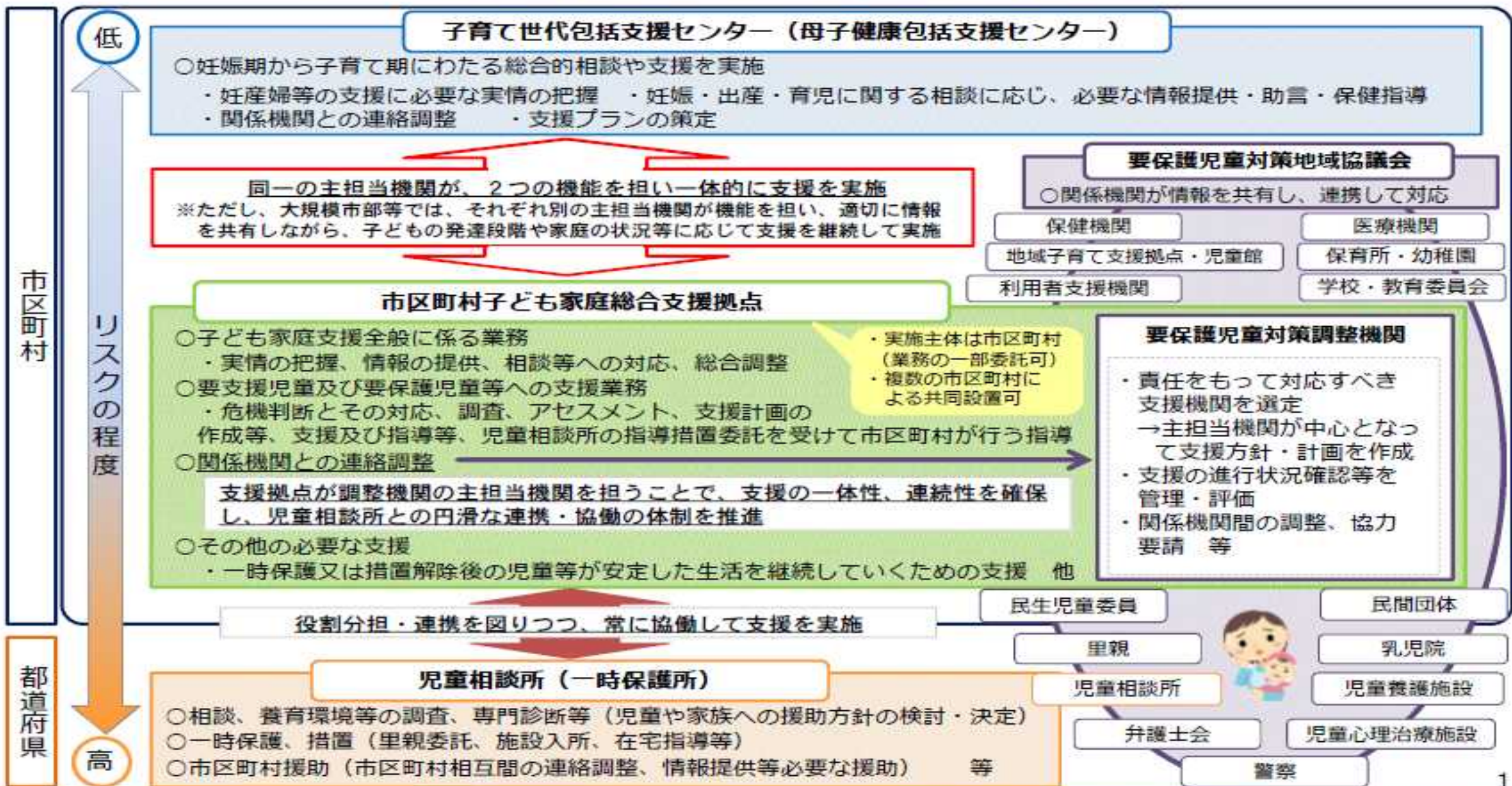


ここ20年間の虐待相談の特徴

- 平成11年度からみると令和3年度は約20倍の件数
- 社会的にショッキングな事件があるたびに相談が増加する
- 警察からの面前DVの通告件数が増加
- 心理的虐待増加。平成25年に心理的虐待件数が一番に
- 児童相談所の相談件数の増加の主要因は警察の面前DV
- ただし、令和3年度の増加については失速気味。
そろそろ通告件数の上限に近づいている？



市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）

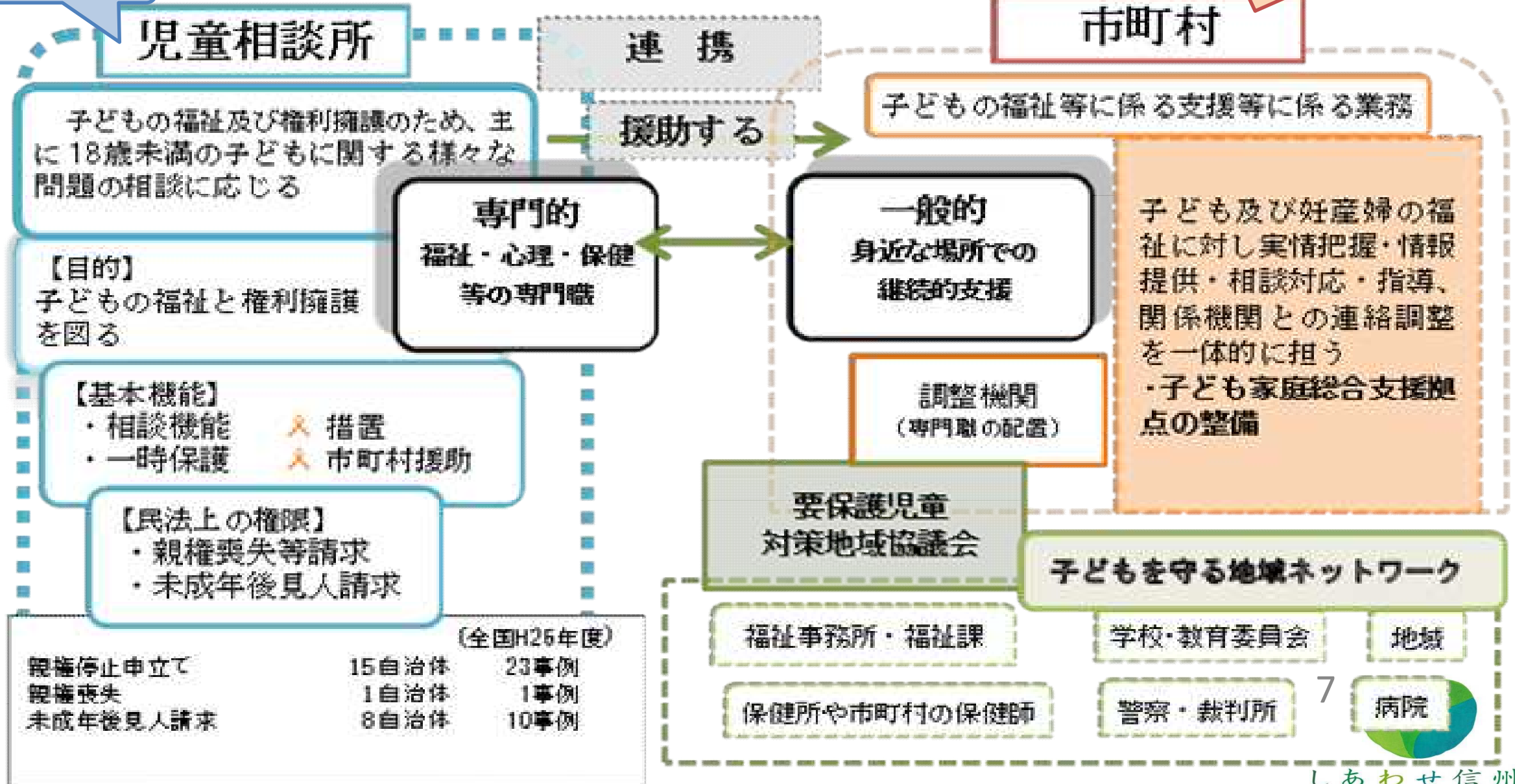


※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

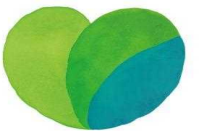
児童相談業務の全体像

長野県5児相

長野県77市町村



2 児童相談所について



2 児童相談所について

◆児童福祉法第12条

- ・都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

◆児童相談所の役割

- ・児童相談所は子どもの権利を擁護し、**最善の利益を保証する最前線かつ最後の砦。**

相談、調査、判定、援助・指導（11条の2等）

一時保護（33条等）

措置（26条、27条の1等）

里親（11の2条、27条の1等）

市町村への必要な援助（11条の2等）

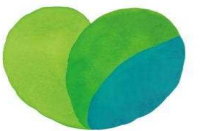
*児童相談所は市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題または子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。

2 児童相談所について

長野県内には、中央（長野）、松本、飯田、諏訪、佐久の5か所。

うち一時保護所併設は中央（長野）、松本の2か所。（いずれも定員15名）

佐久児童相談所は、「佐久」、東御市、3市5町4村を管轄。



児童相談所管内図

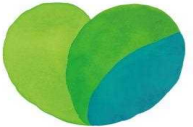
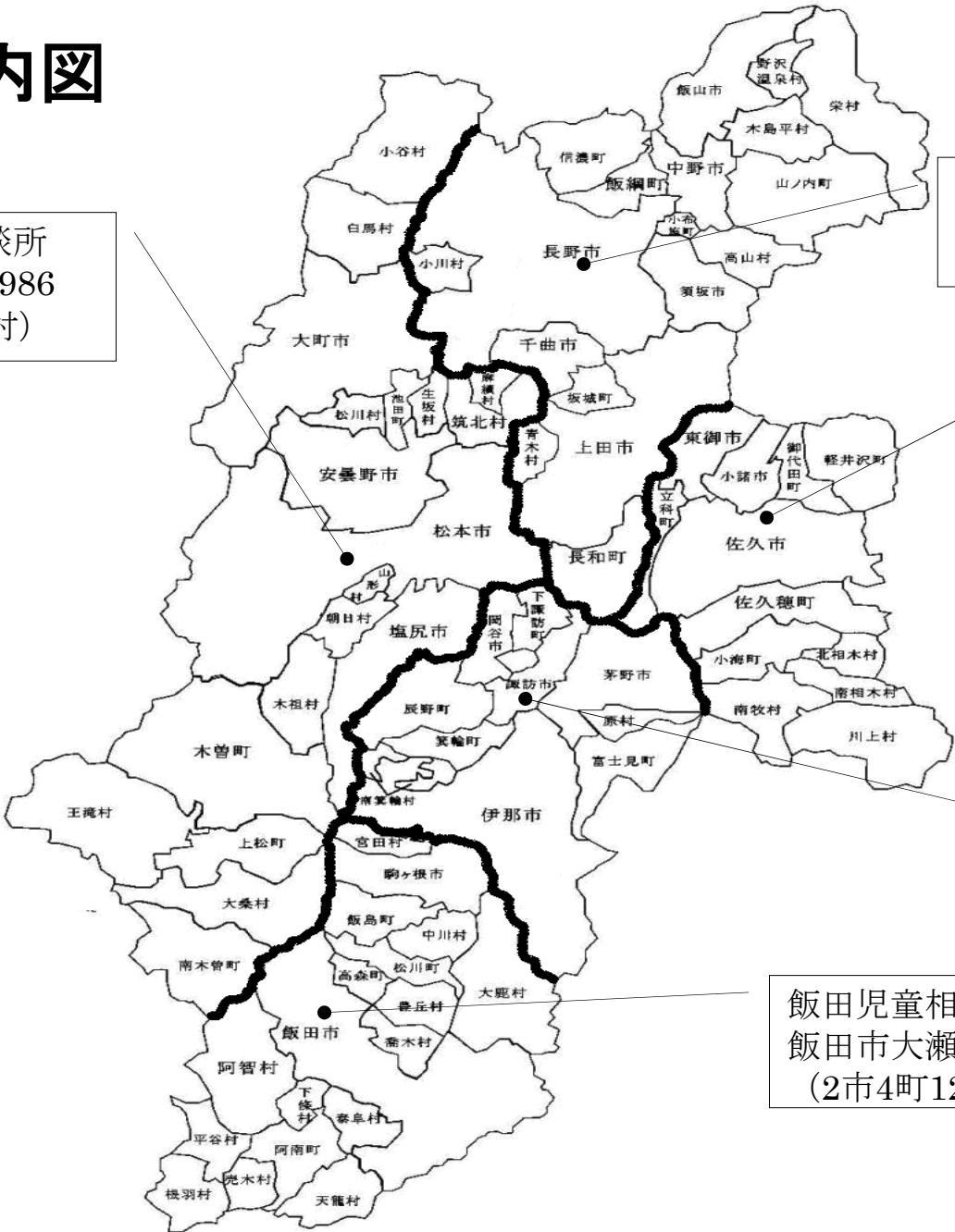
松本児童相談所
松本市波田9986
(4市4町11村)

中央児童相談所
長野市大字南長野妻科144
(6市6町6村)

佐久児童相談所
佐久市岩村田3152-1
(3市5町4村)

諏訪児童相談所
諏訪市湖南3248-3
(4市4町2村)

飯田児童相談所
飯田市大瀬木1107-54
(2市4町12村)



組織 (佐久児童相談所)



児童心理司
 面接、心理検査、観察等に基づく心理診断
 助言指導、カウンセリング、心理療法など

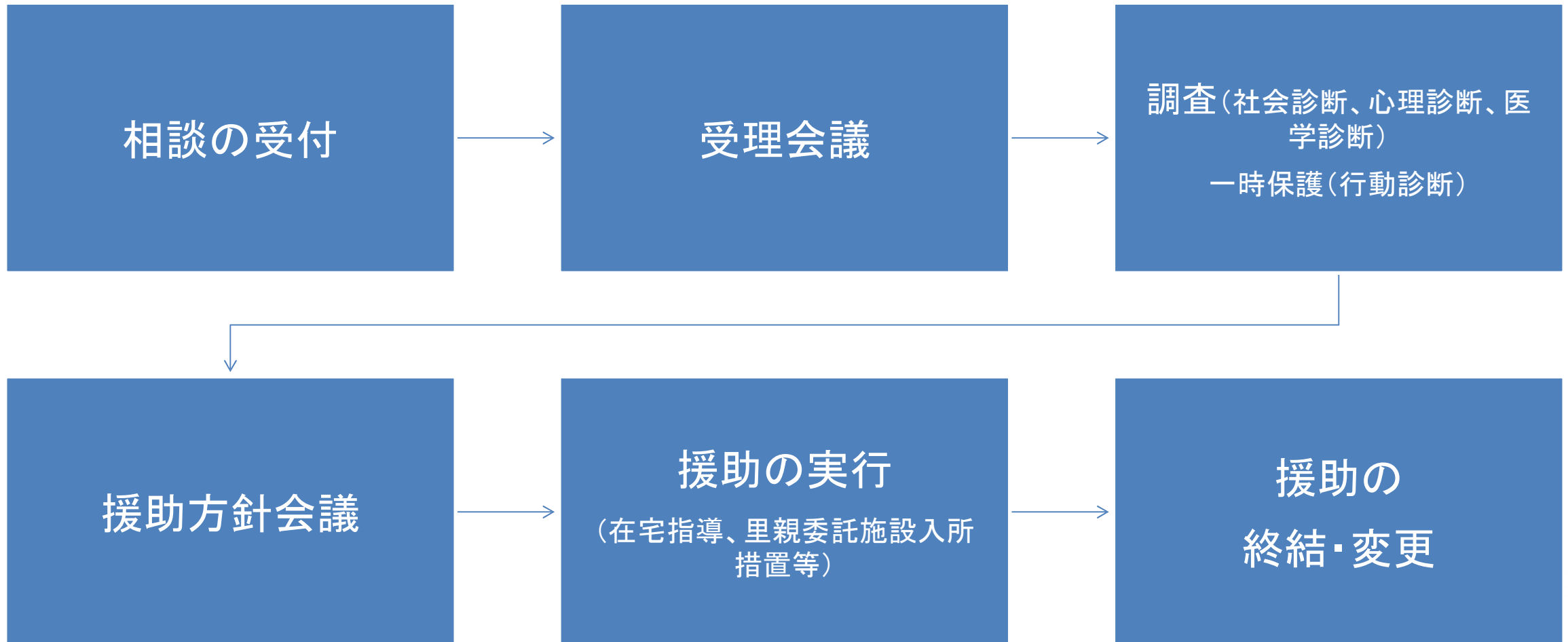
児童福祉司

- 子ども・保護者からの相談
- 調査、社会診断
- 支援・指導
- 子どもと保護者等の関係調整
- 関係機関との連絡調整

保健師

- 健康観察、保健指導、健康教育
- 一時保護児童の健康管理
- 施設入所児童の健康、保健、医療に関する技術支援

2 児童相談所について ＜相談援助活動の体系・展開＞



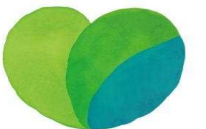
2 児童相談所について ＜虐待相談受理当日の動き＞

- 相談受理
- 緊急受理会議

虐待情報の共有について県と警察協定

(緊急度、重症度、一時保護のアセスメント実施、警察への情報提供の要否判断、当面の方針決定)

- 所属等へ社会調査、本人面接等実施
⇒ 必要に応じて警察等と一緒にこどもに被害状況聴取
緊急一時保護、医学診察、保護者へ一時保護告知
警察と一緒に保護者から事情聴取
保護者からこどもの荷物受取り、今後の面接等を確認



一時保護決定に向けてのアセスメント

緊急一時保護を検討

- ①当事者が保護を求めている（子どもが保護救済をもとめている、など）
- ②当事者の訴える状況が差し迫っている（「殺してしまいそう」などの訴え）
- ③すでに虐待により重大な結果が生じている
（性交等の性的虐待、外傷、栄養失調、など）

- ④次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い、
（顔面攻撃、首絞め、性交でない性的虐待）
- ⑤虐待が繰り返される可能性が高い（過去の介入、保護者に認識なし、など）

発生前の一時保護を検討

- ⑥虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている
- ⑦保護者に虐待につながるリスク要因がある
- ⑧虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等

総合的な援助、
場合によっては一時保護を検討

2 児童相談所について ＜強制的な虐待介入＞

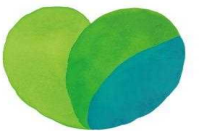
- 職権による一時保護
(警察との児童虐待情報の共有、援助依頼)
- 立入調査・臨検搜索
- 児童福祉司指導
- 児童福祉法28条の申し立て
- 親権停止・喪失の申し立て

⇒地域の子育て家族へのこれらの権限行使は、子どもの危険が差し迫ってどうしようもない時に限りたいと思いませんか？



3 子ども虐待による死亡事例等の検証結果

(第18次報告)



(1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例66例（77人）を対象とした。

※（）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

第18次報告	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)	計
例数	47(15)	19(0)	66(15)
人数	49(15)	28(0)	77(15)

死亡事例（66例・77人）の分析

（1）心中以外の虐待死（47例・49人）

○死亡した子どもの年齢「0歳」・・・31例・32人（65.3%）
（0歳のうち月齢0か月児が15例・16人（50.0%））

○主な虐待の種類「ネグレクト」・・・20例・22人（44.9%）
「身体的虐待」・・・21例・21人（42.9%）

○直接の死因「頭部外傷」・・・7例・7人（20.6%）
「頸部絞扼以外による窒息」7例・7人（20.6%）



○主たる加害者

「実母」・・・ 28例・29人（59.2%）

「実父」・・・ 4例・4人（8.2%）

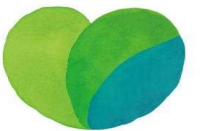
「実母と実父」・・・ 2例・2人（4.1%）

○加害の動機（複数回答）

「子どもの世話・養育をする余裕がない」 5例・5人（10.2%）

「泣きやまないことにいらだったため」 4例・4人（8.2%）

「その他」 7例・8人（16.3%）



- **妊娠期・周産期における問題（複数回答）**
 - 「妊婦健康診査未受診」 19例・19人（38.8%）
 - 「予期しない妊娠/計画していない妊娠」 14例・14人（28.6%）

- **乳幼児健康診査の受診状況**
 - 「3～4か月児健康診査」の未受診者・・・7人（29.2%）
 - 「1歳6か月児健康診査」の未受診者・・・2人（14.3%）
 - 「3歳児健康診査」の未受診者・・・3人（27.3%）

- **養育者（実母）の心理的・精神的問題等**
 - 「養育能力の低さ」・・・15例・15人（30.6%）
 - 「育児不安」・・・15例・15人（30.6%）
 - 「産後うつ」・・・5例・5人（10.2%）
 - 「精神障害」・・・5例・5人（10.2%）

○関係機関の関与

児童相談所のみ関与：0例（0%）

市区町村（虐待対応担当部署）のみ関与：5例（10.6%）

児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）両方関与：
11例（23.4%）

その他の関係機関（保健センター等）を含めた関与
37例（78.7%）

* 0か月児事例16人は関係機関の関与無しが5人。

○要保護児童対策地域協議会検討対象事例は14例（29.8%） 22

(2) 心中による虐待死 (19例・28人)

○死亡した子どもの年齢

「2歳」・・・5例・5人 (17.9%)

「4歳」・・・4例・4人 (14.3%)

○直接の死因

「頸部絞扼による窒息」・・・7例・10人 (43.5%※)

「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」・・・2例・5人 (21.7%※)

「溺水」・・・3例・4人 (17.4%※)



○主たる加害者

「実母」・・・12例・18人（64.3%）

「実父」・・・5例・7人（25.0%）

○加害の動機（複数回答）

「保護者自身の精神疾患、精神不安」7例・11人（39.3%）

「育児不安や育児負担感」・・・5例・9人（32.1%）

夫婦間のトラブルなど家庭に不和」・・・4例・6人（21.4%）



○関係機関の関与

児童相談所のみでの関与あり：4例（21.1%）

市区町村（虐待対応担当部署）のみでの関与あり：1例
（5.3%）

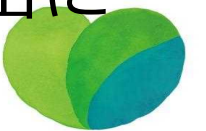
児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方の関与あり：2例（10.5%）

- ○**要保護児童対策地域協議会**検討対象とされていた事例は4例（22.2%）であった。

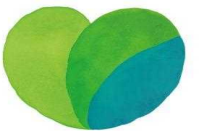
考察（虐待死事例の関係機関の関与状況）

○市区町村（虐待対応担当部署）のみが関わっている事例において、母体側の問題では**予期しない妊娠事例が多かった**。予期しない妊娠事例を母子保健担当部署や医療機関が把握した場合は早期から市区町村（虐待対応担当部署）に情報提供と密な連携を依頼しておき、積極的に一体的な支援体制の構築に努めることが必要。

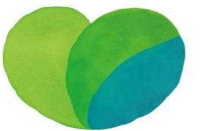
○一方、医療機関が関与していた事例が多かったが、半数以上は**医療機関に虐待の認識がなかった**。市区町村（虐待対応担当部署）は、母子に関わる機会の多い関係機関等からの情報を基に、**母やその家庭に関するアセスメントを適切に行い、出産後の母や家庭の状況を見据えた支援のあり方、その支援における役割分担や連携方法について、医療機関等を含め、保護者や子どもに対応し得る多様な関係機関が密に連携した一体的な支援が求められる。**



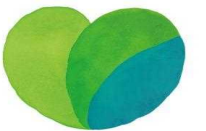
○市区町村（虐待対応担当部署）のみの関与の場合、死亡時点において大半が相談継続中であるが、虐待への認識が低く、リスクアセスメントも行っていないケースが多かった。これは、相談対応の過程において、リスクアセスメントに必要な情報を収集するための調査等が十分でない可能性や他の関係機関との情報共有等についても不十分であった可能性があり、当該家庭の課題を適切に把握できず、市区町村（虐待対応担当部署）の職員は危機意識を持つに至らず、適切にリスクアセスメントできなかったことが推測される。組織として対応方針を協議するしくみの徹底や協議すべき事例、そのタイミング方法等を事前に明確化しておくことが重要。



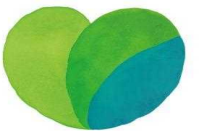
○また、市区町村（虐待対応担当部署）の資質の向上を図るとともに、各関係機関に求めたい役割や対応について具体的に説明し、タイムリーに情報共有及び方針の検討・統一等を行える体制の再構築も有効である。加えて、実父の生育歴の影響が一定程度あることが推測されるため、妊娠期における母子保健の関わりでは、父の生育歴等の状況や養育能力の把握にも努め、早期から家族全員を対象として対応することも重要である。



○児童相談所が関与を終結した後に死亡に至った事例が約3割あった。相談終結をしていない場合でもリスクはそれほど高くないと認識していたケースが約4割あり、リスクアセスメントを行っていないケースも約2割あった。各事例の詳細を把握できないため、判断の適切性等は不明であるが、児童相談所の主な安全確認の方法として、訪問による安全確認を行っているのは約4割にとどまっていたことから、児童相談所が関与しているケースにおけるアセスメントや安全確認という基本的な対応について十分でないなどの課題がある可能性も考えられる。また、特に児童相談所の関与終結の判断は、関係機関に対する情報収集及び慎重なアセスメント、関係機関間による方針の妥当性の検討の上で実施すべきであり、併せて、事例によっては市区町村による支援につなげる必要がある。



○児童相談所や市区町村（虐待対応担当部署）が関与している場合に、**リスクアセスメントを実施していない事例**が認められた。このことは、連携している関係機関にアセスメントを一任している可能性等も考えられるが、児童相談所や市区町村（虐待対応担当部署）は、関係機関と共にアセスメントを実施、もしくはそれぞれでアセスメントを実施しその結果を共有するという対応を徹底すべきである。

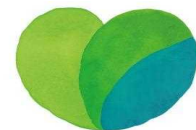


○虐待死事例について、児童相談所や市区町村（虐待対応担当部署）のどちらも関与していない事例が最も多かった。どちらも関与していない場合であっても、母子保健担当部署や医療機関の他、きょうだいや子どもの養育・教育機関との関わりは一定数あるとの結果から、多様な関係機関による情報も重視し、見守りや相談体制の強化を図り、適切かつ円滑な情報共有及び方針の検討・統一等によりリスクを減少させることが期待される。

○その他の関係機関が関与しており、虐待の認識を有しているにもかかわらず、児童相談所や市区町村（虐待対応担当部署）のいずれも関与していない事例が認められた。虐待の可能性を覚知した関係機関は、速やかに児童相談所等に通告する必要性について、一層の周知を図るべきである。



○なお、関係機関が関与していない事例では、子ども自身や虐待の加害者、家庭の状況等について不明で、報告されていない事例が多く、同一世帯であっても支援等を通して把握している情報やその量に偏りが生じている可能性もある。虐待による死亡事例の効果的な再発予防策を検討するためには、児童相談所や市区町村（虐待対応担当部署）を中心に、関係機関から検証の際に必要な情報を適切に把握することが重要で、その理解が求められる。



地方公共団体への提言

虐待の発生予防及び早期発見

① 妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化

- ・ 妊婦やパートナーに対する妊娠・出産・避妊に関する情報提供
- ・ 予期しない妊娠や子育てに関する相談がしやすいSNS等の活用等も含めた相談支援体制整備の検討
- ・ 民間団体等と連携の上、母の生活圏における多言語や平易な説明内容での情報提供を可能とするアウトリーチ型支援等の展開
- ・ 妊娠SOS等の相談の際には匿名性を維持しつつ信頼関係の構築に注力し、その後サービス提供等の支援をする段階になってから氏名や居住地を聴取するなど、段階的な対応によって支援を途絶えさせない工夫
- ・ 障害者や外国籍の者等、十分な性教育等を受けていない場合が想定される女性への特性を踏まえた対応を関係者間で検討



① 妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化（つづき）

- ・ 妊産婦等生活援助事業の着実な実施に向けた準備及び活用の検討
- ・ 居所確認が難しい妊産婦に対する信頼関係の構築に注力した適切な支援
- ・ 児童福祉と母子保健の相談支援の機能を一体的に担う
「こども家庭センター」の設置による妊娠期からの切れ目のない支援の実施
- ・ 地域の民間事業者に働きかけ、民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築
- ・ 特定妊婦に対する市区町村母子保健担当部署等と、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した支援



**②乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・
家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施**

- ・ 保育所等身近な相談機関の整備と相談機関からの情報の一層の活用

③きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援

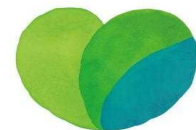


④精神疾患等により養育支援が必要と判断される保護者への対応

- ・ 関係機関の精神疾患に関する理解促進による適切なアセスメントと支援
- ・ 精神保健福祉士や精神保健福祉担当部署の保健師などの専門職の活用
- ・ 医療機関との連携及び関係機関と協働した支援、関係機関間における具体的な対応方針の事前共有
- ・ 妊娠を覚知した際の女性の選択肢等に合わせた具体的な支援策を事前に検討し、各部署や事業所、施設と共有

⑤保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発

- ・ 母子健康手帳の活用等も検討の上、知識の一層の普及・啓発



2 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

① 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化

- ・ 各関係機関の役割分担や共有方法などの具体的な方針の確認、認識の統一の徹底
- ・ 民間の支援事業者の活用の拡大とその普及・啓発
- ・ 身近な相談機関と連携した支援体制の着実な構築

② 一時保護開始・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

- ・ 実効性のある、子どもの意見聴取等を行う体制の整備
- ・ 保護者支援プログラム活用の検討と適切な取組に向けた体制整備
- ・ 充実した親子再統合支援事業の着実な実施にむけた準備

3 要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園（校）情報に関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施

- ・ 転居・転園（校）前後の具体的な情報の共有、転居・転園（校）を確実に把握し、支援が継続できる仕組みづくり

4 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理

① 多角的・客観的なアセスメントの実施

- ・ 中長期的な虐待の継続は、リスクが高まっている兆候として捉える
- ・ 関係機関の情報を統合した家族全体のアセスメントの実施

② 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施



5 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上

① 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化

- ・ 弁護士や医師や保健師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークを可能とする体制整備

② 適切な対応につなげるための相談技術の向上

- ・ 各機関の役割を踏まえた研修の実施及び受講の推進

6 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

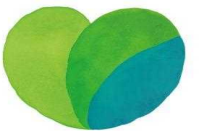
① 検証の積極的な実施

- ・ 支援者の振り返りによる適切な検証の実施
- ・ 子どもに虐待を行った者の思いの積極的な聴取と支援策への活用

② 検証結果の虐待対応への活用

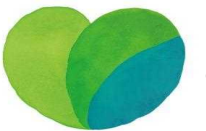


**第1次から第18次報告を踏まえて
子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして
留意すべきポイント**



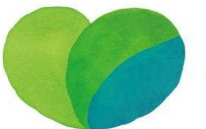
養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠**
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルーズ等）知的障害などにより**自ら適切な支援を求められない**



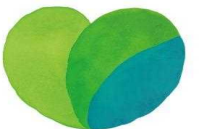
養育者の側面(つづき)

- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる
- 安全でない環境に子どもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している



生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から**孤立している**（させられている）
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった



子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに虐待歴があった
- 子どもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す発言がある

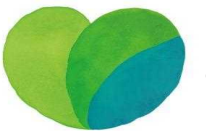


援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生のリスクを認識及び同一の支援方針による対応ができていない
- リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない。
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていない
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄である
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていない
- 転居時に十分な引継ぎが行えていない
- 転居など家族関係の変化を把握し、関係機関と適切な共有ができていない
- 虐待されている状態の継続が事態の悪化だと捉えられていない
- 子どもの発言等をアセスメントや支援方針に活かせていない
- 継続的に支援している事例について、定期的なアセスメントが適切に行われていない



4 子育て家族にやさしい地域へ



もし地域にこんな子育て家族がいたら・・・

- ・ 子どもの世話・養育が回っていない
- ・ 子どもが泣きやまないことにいらだっているよう
- ・ 母がいつも泣いたり、怒ったりして不安定
- ・ うつ、統合失調症、知的障害などある？ かかわりを拒否
- ・ 育児がつらいといつも言う。自分を責めすぎる。
- ・ 夫婦間のトラブルで不和。騒ぎの中に子どもがいる。
- ・ 妊娠して戸惑っている中高生 ...



私がこんな状況下だったら・・・

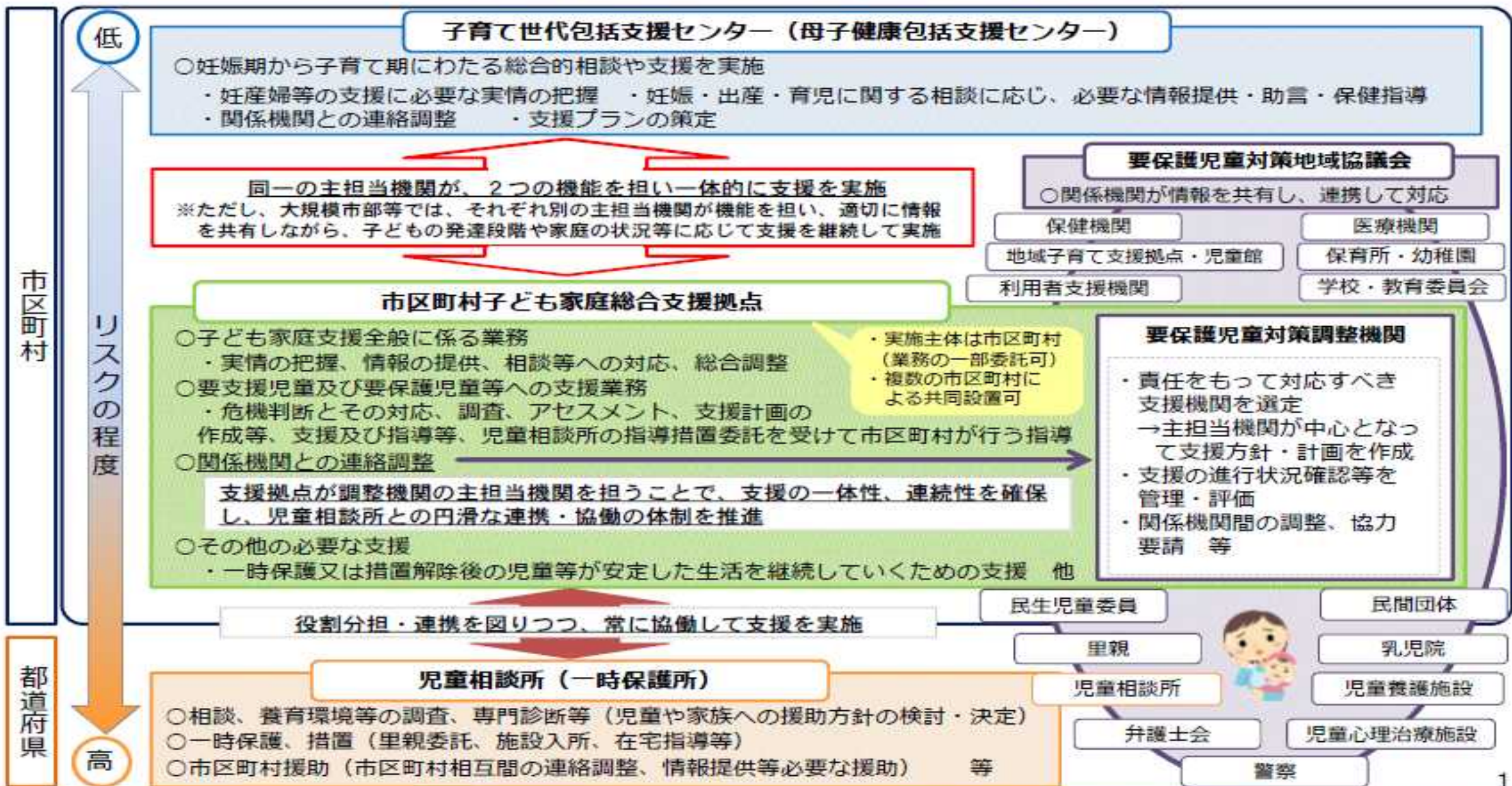
- ・ 孤独だ。みじめだ。わかってもらえない。いつまで続くんだらう。
- ・ 親や親族にお願いするのは悪い気がする。
- ・ いろいろ調べたり、役場まで行って頼む手間がおいしい。
- ・ 相談するほどじゃないかも。みんなは（子育て）できてる。
- ・ （絶対受け入れてくれる）友だちにちょっと話してみる？ ネットは？



地域に気にかけてくれる存在があり、その言葉がやさしかったら。
みんなが居場所があって、そこで子どもを看ていてくれたら
体や気持ちのつらさを、自分のことのようにわかってくれたら
わからないことを教えてもらえたら

実家的な・
温かいところ


市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



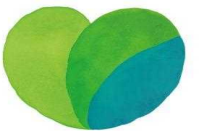
※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

子育て家族にやさしい地域へ

- ・こどもと一緒にいける居場所がある。人と会って話ができる。
- ・そこにいる人たちの声かけが、温かく、優しい。否定されない。
- ・元気がない時、声をかけてくれる。悩みを聞いてくれる。わからないことを教えてくれる
- ・時には「頑張りすぎだから、休もうよ」と言ってくれる。
- ・こどもの話ができる。知っていてくれている。
- ・落ち着きがないこどもと一緒に遊んでくれる人がいて、こどももうれしそう。
- ・お金の心配がない...

- 
- ・こどもがいていい場所が地域にあって、心地よい。
 - ・こどもを取り巻く皆さん(関係機関)がやさしくて、話をきいてくれる。気になることは要対協事務局に入れる。情報を整理して必要な支えの役割を果たしてくれる。
 - ・要対協事務局がいろいろな情報からアセスメントし、大変な状況の家庭には家庭訪問して話を聞くとか、ねぎらうとか、ショートや家事支援提案するとか...
 - ・どうしてもこどもに危険があるときは、個別ケース会議で見相とアセスメントや支援状況とともに介入や支援の方法について検討する

4 まとめ



4 まとめ

地域、家族にこどもがいたら、
楽しい
未来・希望がある

地域が、家族が、
こどもの存在を望み、好意をもっていることが
様々な場面で伝わること、実感できることが大切



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。



4 まとめ

地域で子どもとかかわる皆さんが
子ども、家族の話をよく聴き、
(時にはアウトリーチで)
子どもと過ごすこの時期の大変さと辛さに知恵を絞り、
共に過ごす喜びを一緒に紡いでいたら...



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

子育て家族が
この地域で生まれてよかった
この地域で暮らせて幸せ

と思えるのでは...



53